

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名 : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根 拠 条 項 : 第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要 : 映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原 権 者 : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日 (行政庁の休日を除く。)
申 請 先 : 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先 : 大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 (電話 097-536-2131) 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考 :